

国立公文書館の機能・施設の在り方に関する提言〈要旨〉 (平成 26 年度調査報告)

平成 27 年 3 月
国立公文書館の機能・施設の在り方
等に関する調査検討会議(内閣府)

1. 趣旨・背景

- 「世界に誇る国民本位の新たな国立公文書館の建設を実現する議員連盟」から、昨年 5 ～ 6 月に総理、衆参議長、最高裁長官に対し、「国会周辺の国民が利用しやすい場所に、憲法や外交史料など立法・行政・司法の三権すべての重要歴史公文書を集中して保存・展示する『新たな国立公文書館』を、国の歴史の象徴にふさわしい施設として早急に建設すべき」との要請。
- 我が国の国立公文書館の機能・施設の在り方について、幅広く調査を行うため、昨年 5 月から本調査検討会議を開催。8 月には新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性として「中間提言」を取りまとめた。この「提言」は、その後に実施した海外現地調査の事例なども踏まえ、本調査検討会議として考える新たな国立公文書館の展示・学習機能を中心とした望ましい方向性を示す。

2. 新たな国立公文書館に関する基本的な論点と方向性

(1) 憲法など国の重要歴史公文書を展示・学習する機能

- 国の成り立ちに関する展示などを通じて、公文書管理は過去を保存することだけでなく、これからの国づくりを進めるために重要で積極的な意味を持つ分野として位置付ける必要。
- 公文書の内容を理解するとともに、学習を通じて自ら考え判断する思考を身につけることは重要。

(2) 立法・行政・司法の三権の重要歴史公文書の保存・利用

- 公文書管理法では、立法府・司法府の文書も協議に基づき国立公文書館に移管できることとされており、立法府の文書も、移管が可能な文書は国立公文書館への移管について積極的に検討されるべき。

(3) 公文書の重要性を象徴する施設の国会周辺への立地

- 新たな国立公文書館は国家の中核エリアである国会周辺に立地し、憲法などの国の重要な公文書を永久に保存し、世界に向けて発信していくような、国の公文書の重要性を象徴するようなナショナルモニュメントとも言うべき態様の施設であるべき。
- その前提条件として国会近隣に土地が必要であるが、国会近隣の土地は衆議院の所管になっている。

3. 調査検討会議における今後の検討

- 来年度についても引き続き検討を実施。